

令和6年度佐賀市市民活動プラザソフト事業企画・運営業務仕様書

1 業務名

令和6年度佐賀市市民活動プラザソフト事業企画・運営業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

佐賀市市民活動プラザ（以下、「市民活動プラザ」という）及び市民活動について広く一般市民に向けて発信し、市民活動プラザの利用促進及び市民の市民活動に対する関心を高め、佐賀市の市民活動の裾野を広げ活性化につなげることを目的としたイベントを開催する。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

※ただし、イベントは令和6年7月～令和7年2月末までに実施すること。

4 委託金額

180万円（消費税額及び地方消費税額含む）を上限とする。

5 基本的事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたっては、佐賀市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置を行い進めること。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合は、書面により佐賀市の承認を得ること。

6 実施場所

イベントは市民活動プラザで実施すること。（付帯施設として、佐賀商工ビル7階共用大会議室及び佐賀商工ビル駐車場も利用可能）

ただし、付帯施設の利用は3日程度とする（準備の日程は要相談）。イベント実施の際は、土曜日・日曜日・祝日のいずれかの1日又は2日で実施すること。

※市民活動プラザの会議室、佐賀商工ビル7階共用大会議室及び佐賀商工ビル駐車場は無料で利用可能。

7 内容

- (1) 多くの市民が多様な市民活動を知り、市民活動プラザを利用するきっかけとなる

ようなイベントを実施すること。その際、以下の項目に留意した内容とすること。
(留意事項)

- ①イベント内容は、佐賀商工ビル7階の市民活動プラザへ参加者を誘導する企画内容であれば、佐賀商工ビル駐車場のみを利用した企画も可とする。
この場合、市民活動プラザでの企画は佐賀市及び市民活動プラザで提案、実施する。ただし、受託者も市民活動プラザでの企画実施に際し、可能な限り協力すること。
 - ②可能な限り雨天の際でも実施可能な企画とするよう配慮すること、又は雨天時の代替企画を準備すること。
なお、自然災害等により開催が懸念される状況が生じた場合は、速やかに佐賀市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
 - ③市民活動プラザのPRにつながる企画とすること。
 - ④今後の市民活動プラザの利用につながる企画とすること（事業の一部でオンライン等を利用した提案も可）。
 - ⑤市民活動プラザを利用している市民活動団体の活動発表の場を設けるなど、市民活動団体を巻き込む企画とすること。
ただし、次の事項については、佐賀市及び市民活動プラザで実施する。
 - ・市民活動団体の出展受付
 - ※出展団体の募集に係るチラシ作成等は、受託者で実施すること。
 - ・市民活動団体との事業実施当日の出展内容及び配置場所についての協議
 - ・市民活動団体への出展者説明会（受託者の参加は必須）
 - ⑥市民活動団体間や来場者等との交流の場となる企画とすること。
 - ⑦企業や地域も巻き込む企画となるよう配慮すること。
※企業や市民活動団体は、特段の理由が無い限り市内の者を想定している。
 - ⑧広く来場者を募るため、広報チラシを作成する際は市内全児童、図書館、公民館等市の施設にも配布し、HPやSNSなどでの広報活動も行うよう努めること。
 - ⑨参加者アンケートを多く獲得する提案とすること。
 - ⑩イベント会場の設営費用については、委託金額から支出すること。
- (2) 本業務の受託者は、来場者から参加費を徴収せず委託金額の範囲で事業を実施すること。ただし、イベントに出展する市民活動団体は、来場者から材料費等の参加費の徴収は可とする。
- (3) 本業務実施にあたっては、あらかじめ成果目標を設定し、事業提案書に明記するとともに、適宜来場者アンケート等を実施するなど来場者の意見を反映させ、自己評価を行うこと。
- (4) 委託業務完了後に本業務の内容をテキスト、写真等を使って分かりやすくまとめた

実績報告書を速やかに提出すること。

- (5) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて、月1回程度（合計5～6回程度）実施する市民活動プラザの調整会議に必ず参加すること。

なお、調整会議は、佐賀市の庁舎等で開催する。

※イベント終了後に事業内容や実施体制等について、振り返りを行う会議を開催するので、必ず参加すること。

- (6) 本業務の実施にあたっては、佐賀市及び市民活動プラザ指定管理者と密接に連絡をとりながらすすめること。本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに佐賀市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

- (7) 本業務の実施にあたっては、参加者の安全や衛生面に十分配慮し、会場の準備並びに当日の運営をすること。